社会福祉法人県西せいかん荘役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人県西せいかん荘の定款第21条の規定に基づき、役員等 に対して支給する報酬の額並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 役員とは理事及び監事をいう。役員等とは理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。
- 2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 3 評議員選任・解任委員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- 4 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費・宿泊費)等の経費をいう。また、 費用と報酬は明確に区分されるものとする。

(報酬の額)

- 第3条 役員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。
- 2 役員等に対する報酬は、定款第8条及び第21条で定める日当3,000円とする。

(旅 費)

- 第4条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 旅費の支給については、「社会福祉法人県西せいかん荘旅費規程」を準用する。ただし 日当については上記の報酬の額とする。
- 3 役員等で職員としての立場を有する者に対して報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては上記の報酬を支給する。

(公 表)

第5条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の 支給の基準として公表する。

(その他)

- 第6条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決を経て別に定める。
- 2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。